

平成31年3回寄居町農業委員会総会議事録	
開催年月日	平成31年3月25日(月)
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後1時52分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	坂本日出雄	出	11	林 広 明	出
2	梅 澤 功	出	12	松 本 雅 夫	欠
3	小 和 瀬 守	出		渡 邊 登	出
4	室 岡 重 雄	出		野 邊 良 男	出
5	中 嶋 安 男	出		松 本 十 丸	出
6	吉 田 廣 司	出		渡 辺 利 夫	出
7	竹 澤 國 雄	出		嶋 田 治 彦	出
8	松 村 萬 平	欠		大 澤 守 男	出
9	小 林 成 行	出		池 田 清 十 郎	出
10	内 田 勤	出		飯 島 実	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬和俊
 次 長 林保治
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから平成 31 年第 3 回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、松村萬平委員、松本雅夫委員から欠席の旨の通告がありましたので御報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は 12 名中 10 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p> <p>平成 31 年第 3 回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第 2、議案第 26 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消願について。</p> <p>日程第 3、議案第 27 号から議案第 28 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 4、議案第 29 号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第 5、議案第 30 号、農用地利用配分計画の案について。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは梅澤功委員と小和瀬守委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第 2、議案第 26 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 26 号について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の 1 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的で転用を許可するものですが、本件につきましては、平成 6 年 4 月 25 日付けで得た許可の取消を願い出ているものでございます。</p> <p>それでは、議案第 26 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
<p>事務局</p>	<p>この農地は、自己用住宅敷地として当時許可を得たものですが、その後計画は実行されず、今後も計画がないことから、許可の取消を求めているものであり、特に問題はないと考えます。</p> <p>なお、当時の譲渡人はお亡くなりになっているため、申請人がお一人となっております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>嶋田委員。</p>
<p>嶋田推進委員</p>	<p>特に問題はないかと思いますが、先月、先々月と続いて私の関係する取消ということで、</p>

発 言 者	内 容
議長	これも平成6年からですと24、5年ほったらかしのような状況で、転用の場合、フライングしたとかの場合始末書の添付がありますが、こういった場合は必要がないのでしょうか。
事務局	事務局。 本来農転の許可になったものですので、放置されるということはよくないことですが、始末書まで添付しないこともあります。この申請につきましても、現在は添付されておりませんが、県等から放置していたことに対して始末書が必要となれば、代理人を通じて求めていきたいと思っております。
議長	他に御意見はございますか。
議長	(委員の中から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第26号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	続きまして、日程第3、議案第27号から議案第28号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第27号について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の2ページを御覧ください。
事務局	農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。
事務局	それでは、議案第27号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) (譲受人)さんは、現在〇〇市にお住まいですが、妹夫婦が〇〇地区にお住まいであるためお母さまの介護を頼むことができ、また、(譲渡人)さん自身〇〇県にお勤めであるため勤務先に近くなることから、〇〇地区近隣で土地を探していたところ申請地を譲ってもらえることになり、今回の申請に至ったとのこと。
事務局	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。 坂本委員。
坂本委員	過日20日に渡邊推進委員さんと一緒に現地確認と譲渡人の面談を行いました。現況地目は畑になっておりますが、以前は近くの自動車修理工場の駐車場として車を置いて使っておりました。それが少し気がかりでしたが、現在は砂利等を取りまして、畑として使えるようないい土が入っております。すぐにでも作付けができる状態になっておりますので、これにつきましては問題ないと思われま。御審議のほどよろしく願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。

発 言 者	内 容
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 27 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 27 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 28 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 28 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請地は平坦地であり、また、周囲には高い建物等がないため日光を遮る要素が少なく、太陽光発電に適した土地であるとのことから、今回の申請に至ったとのこととです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>嶋田委員。</p>
嶋田推進委員	<p>先月も同じ譲受人で申請がありましたが、今回も引き続き新たな土地ということになります。平坦な土地でもったいない気はしますが、本人の意向もありますので、特に問題がないのであれば、許可相当と思います。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 28 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 28 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 29 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、梅澤功委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(梅澤委員退席)</p>
議長	<p>それでは、議案第 29 号につきまして事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 29 号について説明させていただきます。議案書の 3 ページから 5 ページを御覧ください。</p> <p>まず訂正がございます。整理番号 5 から 14 の(借受人)さんの借入地が 172 アールとなっておりますが、1,721 アールの間違いです。申し訳ありません。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p>

発 言 者	内 容
	<p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第 29 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)さん以下 11 人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)さん以下 40 人です。</p> <p>合計 73 筆で、79,996 ㎡、そのうち、田が 26 筆で 34,441 ㎡、畑が 47 筆で 45,525 ㎡となっております。</p> <p>なお、御決定を頂きました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 29 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 29 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>(梅澤委員着席)</p>
議長	<p>続きまして、日程第 5、議案第 30 号、農用地利用配分計画の案について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 30 号につきまして御説明させていただきます。議案書の 6 ページから 9 ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくものでございまして、同法の第 19 条に基づきまして、農地中間管理機構がこの農用地利用配分計画案の作成するにあたり、町が協力する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものでございます。</p> <p>農地中間管理事業につきましては、平成 26 年度から始まった事業で、農地中間管理機構、埼玉県は埼玉県農林公社、が農地の貸付希望者を募集して、農地を借受けます。農地中間管理機構が借受けた農地は、地域で農地の借受けを希望する者を公募し、応募した人の中から適切な貸付相手方を選定したうえで、認定農業者等担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付けを行うという事業でございます。</p> <p>本町における農地中間管理事業の推進につきましては、男衾の旧塚田土地改良区内と花園橋下の男衾の下耕地地区、今年度新たに小園地区を拡大し、農地中間管理機構、県、町の 3 者で実施しております。</p> <p>先ほど御審議をいただきました、議案第 29 号の農用地利用集積計画の整理番号 38 から 73 で、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受けました。その借り受けた農地を借り</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>受け希望者に貸し付けるのが、この農用地利用配分計画で 6 ページから 7 ページにございます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>該当農地につきましては、8 ページの小園地区は、今回茶色で塗りつぶしてある部分になり、(賃借権の設定等を受ける者の名称)と(賃借権の設定等を受ける者の名称)、(賃借権の設定等を受ける者の名称)になります。畑がほとんどになります。小園地区は、全体では、田 53 筆、67,984 m²、畑 35 筆、26,705 m²。合計では、94,689 m²、集積率は 44.469%です。</p> <p>また、9 ページについては、水色で塗りつぶしてある部分になります。再配分になりまして、(賃借権の設定等を受ける者の名称)に配分予定です。全体では、田 2 筆、1,455 m²、畑 24 筆、41,436 m²。合計では、42,891 m²、集積率は 15.674%です。</p> <p>なお、御承認を頂きました後に、町から農地中間管理機構に、この配分計画(案)を送付いたしまして、その後農地中間管理機構内での決定を経まして、県知事が認可・公告を行うという流れとなっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 30 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 30 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p>
議長	<p>委員さんから、何かありますか。</p> <p>(委員からなしの声)</p>
議長	<p>事務局から、何かありますか。</p>
事務局長	<p>事務局からも特にはございません。委員の皆様には、3 年間ありがとうございました。</p>
議長	<p>それでは他に無いようですので、平成 31 年第 3 回総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>御協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p>

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p>梅澤功委員 小和瀬守委員</p> <p>以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p>平成31年3月25日</p> <p>議 長 空 岡 重 雄</p> <p>委 員 梅 澤 功</p> <p>委 員 小 和 瀬 守</p>